第2章第3節第36の次に次のように加える。

第37　資産除去債務に係る会計処理

1　資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注36)(注37)(注38)

2　資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。

3　資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。

4　時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。

＜注36＞資産除去債務について

1　資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。

2　有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう（一時的に除外する場合を除く。）。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。

＜注37＞除去費用等の損益計算書上の表示について

1　資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。

2　資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。

＜注38＞資産除去債務に係る注記について

資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。

(1)　資産除去債務の内容についての簡潔な説明

(2)　支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

(3)　資産除去債務の総額の期中における増減内容

(4)　資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額

(5)　資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計から適用する。ただし、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計について、この告示を適用することを妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、この告示による改正後の第1章第10節第78の＜注53＞及び＜注54＞の規定並びに第2章第10節第77の＜注55＞及び＜注56＞の規定は、平成二十二年四月一日以後に始まる事業年度に係る会計から適用する。

○総務省告示第百二十五号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の四第1項の規定により総務大臣が定める基準を次のように定め、平成二十三年四月1日から施行し、平成二十二年総務省告示第百二十一号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第1項の規定により総務大臣が定める基準を定める件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

給料に係る率　千分の五十八・七五

期末手当等に係る率　千分の四十七・〇

○総務省告示第百二十六号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の1部を次のように改正し、平成二十三年四月1日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「千分の〇・二六」を「千分の〇・二九」に、「千分の〇・三三」を「千分の〇・三四」に、「千分の〇・一〇」を「千分の〇・一一」に、「千分の〇・一七」を「千分の〇・三〇」に改める。

○総務省告示第百二十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の1部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

第7の1(2)の表中

川之江	16	0.01

を

川之江	16	0.01
伊予青島	37	0.01

に改める。

○総務省告示第百二十七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の三第1項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を次のように定め、平成二十三年四月1日から施行し、平成二十一年総務省告示第二百三号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を定める件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

千分の〇・二〇

○総務省告示第百二十八号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の四第1項の規定に基づき、総務大臣が定める率を次のように定め、平成二十三年四月1日から施行し、平成二十二年総務省告示第百二十四号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。ただし、同項の規定に基づき平成二十三年三月三十一日以前に払い込まなければならない金額の算定に用いる総務大臣の定める率は、なお従前の例による。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

千分の三・七九